

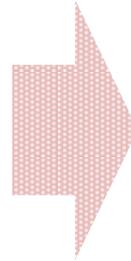
平成30年4月スタート

国民健康保険運営の都道府県単位化
(国民健康保険制度改革)

平成29年8月
健康部保険年金課

改革の背景

- ◆ 増大する医療費
- ◆ 少子高齢化の進展による現役世代の負担増
- ◆ 国保の構造的な課題



改革の方向性

- 国民皆保険を将来にわたって堅持
- ◆ 医療保険制度の安定
- ◆ 世代間・世代内の負担の公平化
- ◆ 医療費適正化

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律
平成27年5月公布

- ◇ 国保への財政支援の拡充により、財政基盤を強化
- ◇ 平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い制度を安定化

国保の構造的な課題

- ◆ 年齢構成
 - ① 年齢構成が高く、医療費水準が高い
- ◆ 財政基盤
 - ② 所得水準が低い
 - ③ 保険料負担が重い
 - ④ 保険料(税)収納率の低下
 - ⑤ 一般会計繰入・繰り上げ充用
- ◆ 財政の安定性・市町村格差
 - ⑥ 財政運営が不安定になる小規模保険者
 - ⑦ 市町村間の格差

構造的な課題への対応

- ◆ 国保に対する財政支援の拡充
- ◆ 国保の運営について財政支援の拡充により、財政上の課題を解決した上で
 - ・ 財政運営を都道府県が担うことを基本とし、
 - ・ 保険料の賦課徴収、保健事業の実施等、市町村の役割が積極的に果たされるよう都道府県と市町村の分担について検討
- ◆ 低所得者に対する保険料軽減措置の拡充

国民健康保険に対し、平成26年度に実施した低所得者向けの保険料軽減措置の拡充(約500億円)に加え、**毎年約3,400億円の財政支援**の拡充等を以下の通り実施することにより、国保の抜本的な財政基盤の強化を図る。

- ※ 公費約3,400億円は、現在の国保の保険料総額(約3兆円)の1割を超える規模
- ※ 被保険者一人当たり、約1万円の財政改善効果

<平成27年度から実施>

- **低所得者対策の強化**のため、保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体への財政支援を拡充(**約1,700億円**)

<平成30年度から実施>(毎年約1,700億円)

- **財政調整機能の強化**(財政調整交付金の実質的増額)
- **自治体の責めによらない要因**による医療費増・負担への対応 } 700~800億円
(精神疾患、子どもの被保険者数、非自発的失業者等)
- **保険者努力支援制度…医療費の適正化に向けた取組等に対する支援** 700~800億円
- **財政リスクの分散・軽減方策**(財政安定化基金の創設・高額医療費への対応等) 等

- ・平成27年度から、財政安定化基金を段階的に造成等(平成27年度200億円⇒平成28年度400億円⇒平成29年度約1,700億円)
- ・平成30年度以降は、上記の項目に約1,700億円を配分

- あわせて、医療費の適正化に向けた取組や保険料の収納率向上などの事業運営の改善等を一層推進し、財政基盤の強化を図る。

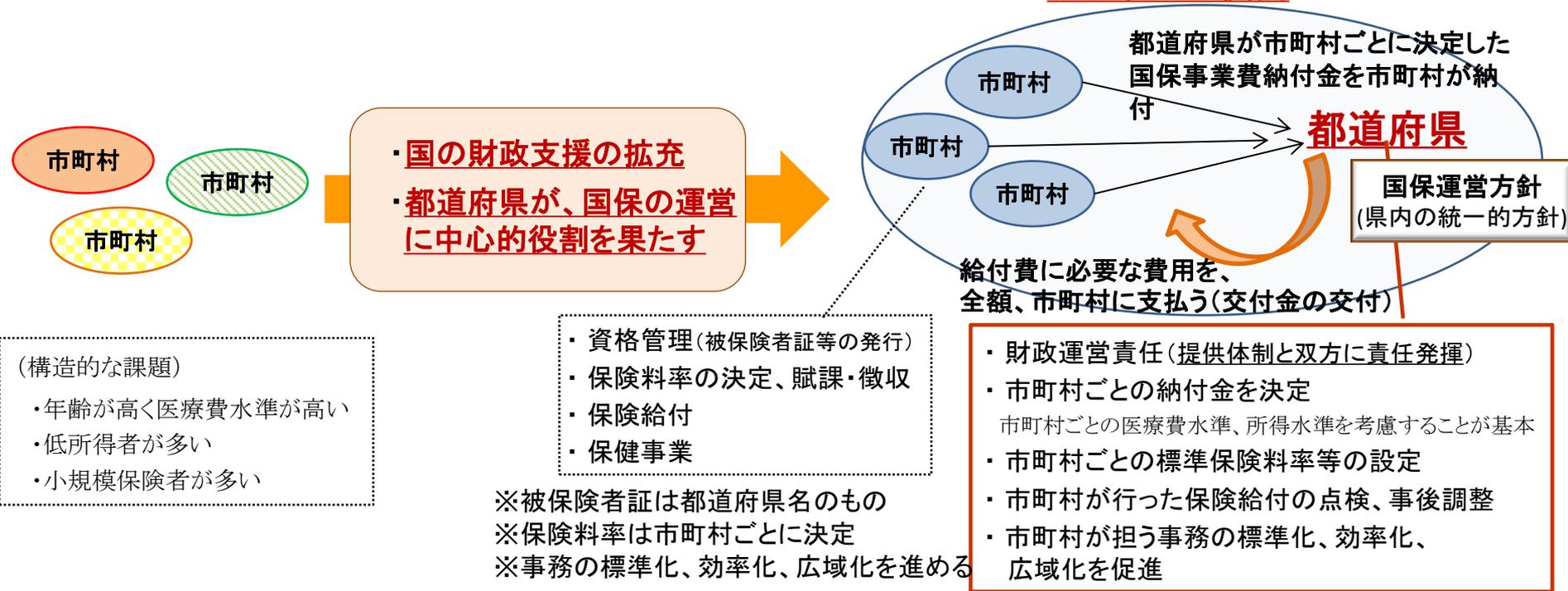
○平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的役割を担い、制度を安定化

- ・給付費に必要な費用は、**全額**、都道府県が市町村に交付
- ・将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示（標準的な住民負担の見える化）
- ・都道府県は、**国保の運営方針**を定め、市町村の事務の効率化・広域化等を推進

○市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う

【現行】市町村が個別に運営

【改革後】都道府県が財政運営責任を担うなど中心的役割



○ 詳細については、引き続き、地方との協議を進める

なお、国の普通調整交付金については、都道府県間の所得水準を調整する役割を担うよう適切に見直す

改革の方向性		
1. 運営の在り方 (総論)	<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県が、当該都道府県内の市町村とともに、国保の運営を担う ○都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化 ○都道府県が、都道府県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進 	
	都道府県の主な役割	市町村の主な役割
2. 財政運営	財政運営の責任主体 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村ごとの国保事業費納付金を決定 ・ 財政安定化基金の設置・運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国保事業費納付金を都道府県に納付
3. 資格管理	国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進 ※4. と5. も同様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民と身近な関係の中、資格を管理(被保険者証等の発行)
4. 保険税の決定 賦課・徴収	標準的な算定方法等により、 市町村ごとの標準保険税率を算定・公表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 標準保険税率等を参考に保険税率を決定 ・ 個々の事情に応じた賦課・徴収
5. 保険給付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給付に必要な費用を全額、市町村に対して支払い ・ 市町村が行った保険給付の点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険給付の決定 ・ 個々の事情に応じた窓口負担減免等
6. 保健事業	市町村に対し、必要な助言・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施 (データヘルス事業等)

1 策定の目的

宮城県と県内各市町村が一体となって国民健康保険を安定的・効率的に運営するために必要な事項について定めるもの。

対象期間:平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

- ※ 策定にあたっては、宮城県・県内市町村・県国保連合会で組織する国民健康保険運営連携会議で協議し、国のガイドラインに基づき、策定したもの。
- ※ 最終年度までに検証・評価を行い、必要な見直しを行う。
- ※ 運営方針の決定スケジュール
 - 平成29年6月～7月 パブリックコメント
 - 平成29年6月～10月 市町村からの意見徴収
 - 平成29年11月 宮城県国保運営協議会の答申
 - 平成29年12月 策定・公表

2 保険料(税)

○標準保険料(税)率

県が公表する標準的な保険料(税)率は、3方式とする。

市町村標準保険料(税)率を算出するための標準的な収納率は、標準保険料(税)率算定時点の前年度の規模別平均収納率とする。

○保険料(税)率の統一

将来的には統一を目指すが、時期については県と市町村の間で継続して協議する。

○保険料(税)算定方式

算定方式については、平成30年度に可能な市町村から3方式(所得割、均等割、平等割)への移行を開始し、平成32年度を目標として全市町村が3方式への統一を目指す。

3 激変緩和措置

被保険者の保険料負担が急激に増加することを回避するための措置であるが、基準については継続協議中である。

ア) 市町村ごとの納付金の算定方法(医療費水準、所得水準)を段階的に変化させることで納付金額を調整する。

※医療費水準(α)=0.5、所得水準(β)=0.925

イ) 都道府県繰入金による個別の調整を行う。

ウ) 特例基金を活用し、調整する。

4 目標収納率

ア) 現年度分

保険者規模別の収納率目標を設定する。(達成目標年度:平成32年度)

保険者規模	収納率実績による基準	収納率目標
1万人以上 10万人未満	92%未満	平成26年度収納率実績に1.0ポイントを加えた数値又は92%のいずれか低い収納率
	92%以上	平成26年度収納率実績と同程度

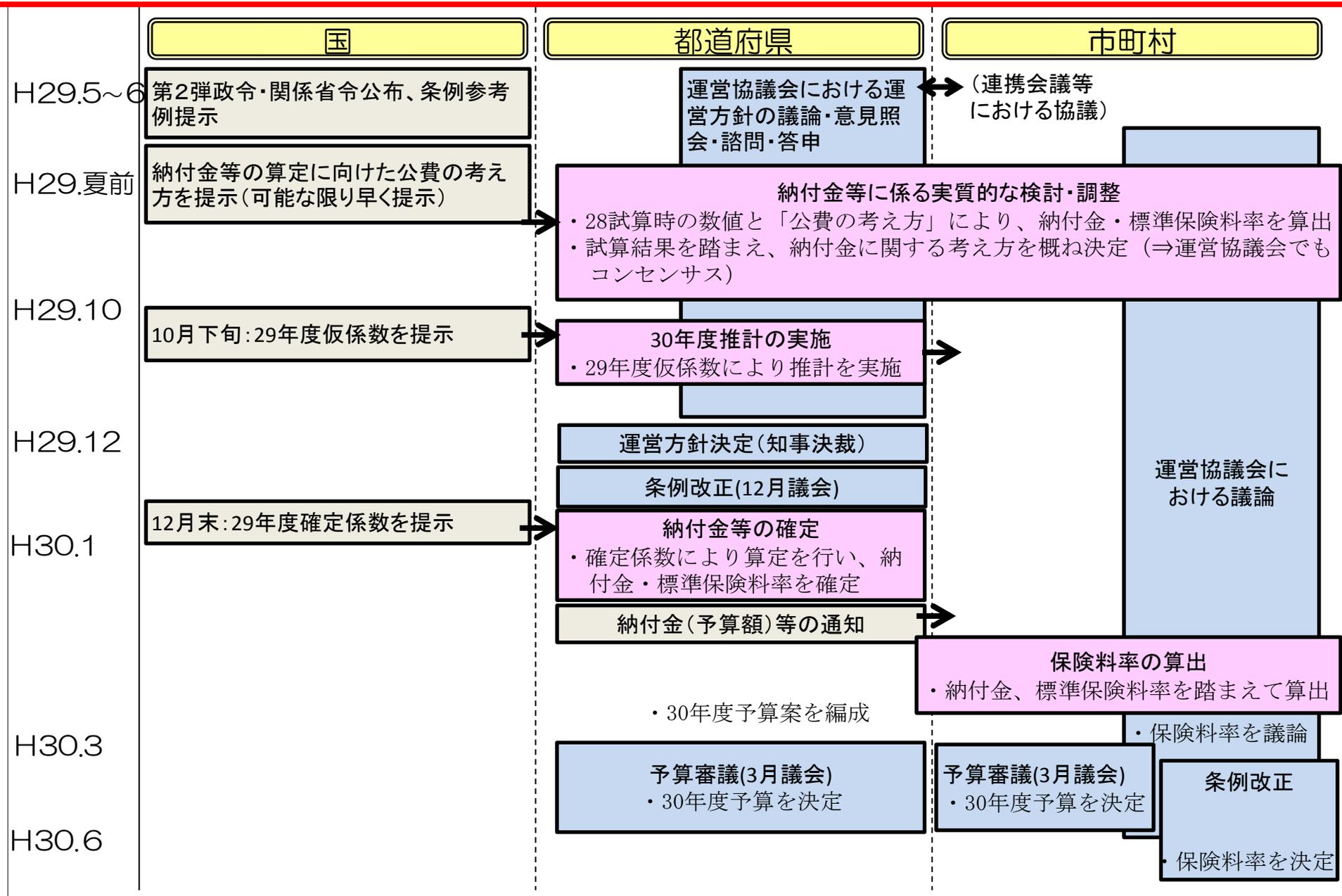
イ) 滞納繰越分

翌年度への滞納繰越額を縮減する。

5 効率的な事務処理

- ◇ 保険税仮算定の有無、本算定期日や納期の調整
- ◇ 短期被保険者証、資格証明書発行に係る指針の作成
- ◇ 滞納処分の執行停止に係る指針の作成

6 納付金・標準保険料率決定フロー



平成28年11月	第1回試算(仮係数)
平成29年1月	第2回試算(確定係数)
平成29年7～8月	<p>第3回試算(確定係数) (概要)</p> <p>平成29年度予算を対象として、新たな公費のあり方を反映した、普通調整交付金等の交付見込額に入れ替えて、第2回試算を更新。</p> <p>(留意点)</p> <p>試算結果は、α β の設定や激変緩和策等について、市町村等と協議・検討するために活用する。また、国保運営方針の策定や納付金に関する条例の制定に向けて検討を進める。</p> <p>なお、平成30年度納付金等の仮算定において年度の違により第3回試算結果と異なる算定結果が出ることも考えられる。このため、合意形成にあたっては、留保条件を付しておくことが適切。</p>
平成29年10～11月	平成30年度納付金等の仮算定(仮係数)
平成30年1月	平成30年度納付金等の算定(確定係数)

8 第3回試算の概要

○ 第3回試算は、公費の在り方の検討結果を踏まえ、初めて新制度を前提に実施する。追加公費(1,700億円)のうち一部(1,200億円)を含めるとともに、普通調整交付金等の交付見込額を「都道府県単位」で算定する。また、平成29年度予算ベースの丈を直近の規模に近づける。(所得、医療給付費等のデータを最新のものに更新することで、規模が縮小する。)

○ 今回の試算において、激変緩和を予行する。激変緩和は、保険料の伸びの上限として都道府県が定める一定割合と国が提示する一定割合の双方を活用して行う。一定割合を超過した市町村に対し、都道府県繰入金及び**暫定措置(国公費)**を投入して、一定割合で頭打ちとする。また、一定割合と同率で下限割合も設定して、都道府県繰入金の重点配分による激変緩和も行う。

○ 都道府県及び市町村は、試算結果を活用して、激変緩和策の在り方等について、具体的に協議・検討し、30年度予算ベースではないことの留保条件をつけつつ、合意形成を進める。また、自然増分や医療費適正化効果等について、独自に仮定を置くことによって、試算結果を30年度予算編成に活用できる。

		平成28年11月	平成29年1月	平成29年8月	平成29年11月	平成30年1月
		第1回試算	第2回試算	第3回試算	第1回算定 (仮係数)	第2回算定 (確定係数)
対象予算		平成29年度予算ベース (見込みのため過大)		平成29年度予算ベース (実態に近い丈)	平成30年度予算ベース	
制度前提		現行制度 (市町村単位)		新制度 (都道府県単位)	新制度を前提 (都道府県単位)	
追加公費		未反映		ほぼ反映 約1,200億円	基本的に反映(1,600億円) ※結核・精神・非自発分未反映	
内 訳	普通調整交付金			約300億円	約300億円	
	暫定措置			約250億円	約300億円	
	特別調整交付金			約100億円(子ども)	約100億円(子ども)	
	保険者努力 (都道府県)			約200億円	約500億円	
	保険者努力 (市町村)			約300億円(別途特調 より200億円)	約300億円 (別途特調より200億円)	

9 国民健康保険税の見直し

◆ 標準保険税率とは

県は標準的な算定方法により、市町村ごとの標準保険税率を算定し、公表する(見える化)



市町村は標準保険税率を参考に保険税率を決定し、賦課・徴収する。

◆ 保険税課税方式

保険税は4方式、3方式などの方式が採用されており、統一されていない。

宮城県国民健康保険運営方針(案)では、平成32年度より3方式に統一することを目指す。

◇ 4方式から3方式とは 資産割の廃止

背景には国保加入者の変化がある。

農林水産業、自営業 → 年金生活者、無職者

方式	応能割(50%)		応益割(50%)	
	所得割(40%)	資産割(10%)	均等割(35%)	平等割(15%)
4方式	所得割(40%)	資産割(10%)	均等割(35%)	平等割(15%)
3方式	所得割(50%)		均等割(35%)	平等割(15%)
2方式	所得割(50%)		均等割(50%)	

※ 宮城県国民健康保険運営方針(案)では、応能48%・応益52%

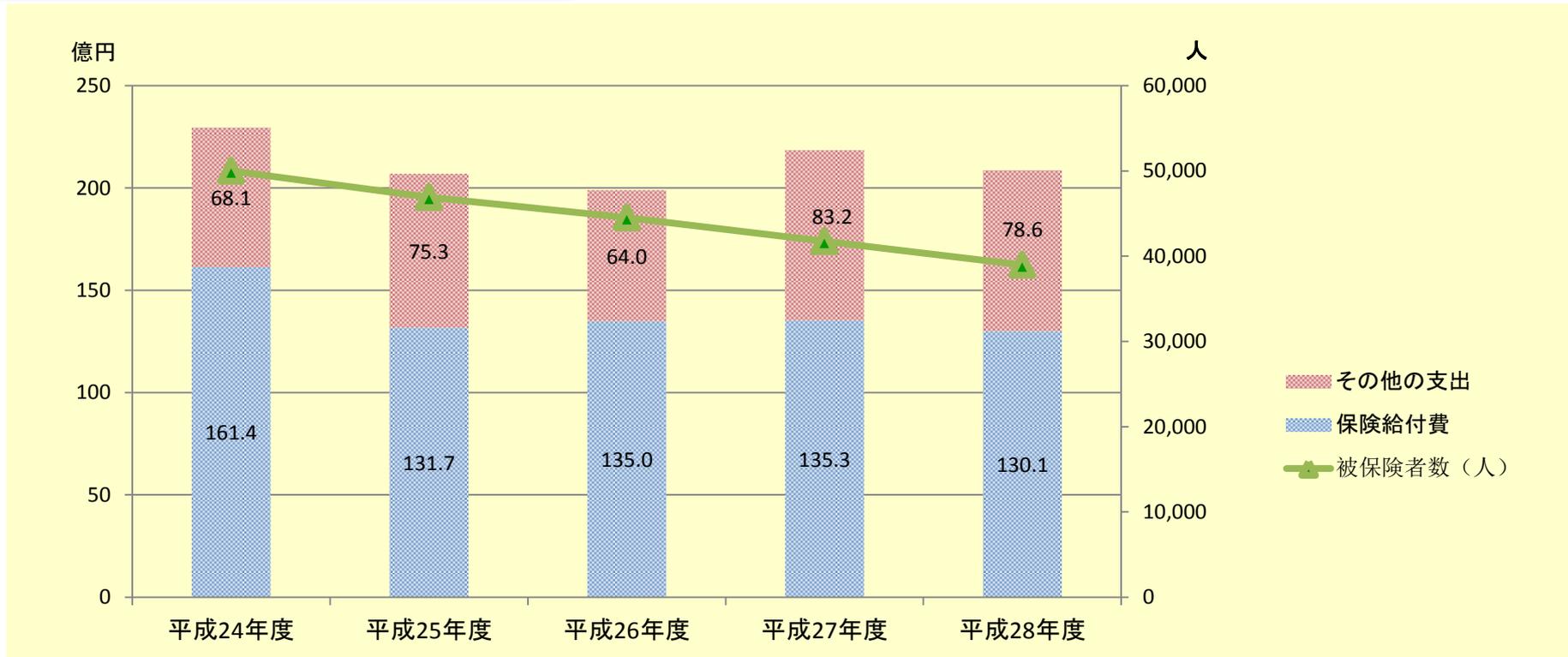
◇ 資産割の課題

- (ア) 他市町村に所有する固定資産は賦課対象とならない。
- (イ) 相続登記など名義変更していない固定資産は賦課対象とならない。
- (ウ) 居住専用の土地・家屋など非収益性の固定資産であっても賦課対象となる。
- (エ) 協会けんぽ、後期高齢者医療制度など他の医療保険には資産割はない。
- (オ) 固定資産税との二重課税感がある。

◇ 資産割を廃止している県内市町村

	H26	H27	H28
資産割のない市町村	仙台市、気仙沼市、山元町、涌谷町、美里町	仙台市、 塩釜市 、気仙沼市、山元町、涌谷町、美里町	仙台市、塩釜市、気仙沼市、 白石市 、 角田市 、山元町、涌谷町、美里町

1 被保険者数と決算額の推移



		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
被保険者数 (人)		50,010	46,926	44,518	41,759	38,982
国保決算額 (億円)		229.5	207.0	199.0	218.5	208.7
内訳	保険給付費	161.4	131.7	135.0	135.3	130.1
	その他の支出	68.1	75.3	64.0	83.2	78.6

10 石巻市国民健康保険の現状 2/3

2 1人当たり医療費の推移

	石巻市			県平均		県平均との差
	医療費/人①	県内順位	伸び率	医療費/人②	伸び率	①-②
平成25年度	335,943円	14位	—	324,271円	—	11,672円
平成26年度	353,715円	10位	5.3%	333,558円	2.9%	20,157円
平成27年度	374,566円	12位	5.9%	353,895円	6.1%	20,671円

国民健康保険・後期高齢者医療の概要より ー宮城県保健福祉部国保医療課ー

3 1人当たり保険税調定額の推移

	石巻市			県平均		県平均との差
	調定額/人①	県内順位	伸び率	調定額/人②	伸び率	①-②
平成25年度	89,896円	29位	—	97,893円	—	▲7,997円
平成26年度	92,781円	27位	3.2%	97,655円	▲0.2%	▲4,874円
平成27年度	90,142円	26位	▲2.8%	94,634円	▲3.1%	▲4,492円

国民健康保険・後期高齢者医療の概要より ー宮城県保健福祉部国保医療課ー

4 保険税収納率の推移

	石巻市			県平均		県との差
	収納率①	県内順位	伸び率	収納率②	伸び率	①-②
平成25年度	88.61%	32位	—	90.19%	—	▲1.58%
平成26年度	88.61%	34位	0.00%	91.01%	0.82%	▲2.40%
平成27年度	89.03%	35位	0.42%	91.63%	0.62%	▲2.60%

国民健康保険・後期高齢者医療の概要より ー宮城県保健福祉部国保医療課ー

※<石巻市国民健康保険税率>

	所得割	資産割	均等割 円	平等割 円
医療 給付費分	8.20%	29.00%	24,000	25,800
後期高齢者 支援金分	2.10%	7.00%	4,800	5,400
介護納付金分	1.40%	6.40%	8,400	6,000
計	11.70%	42.40%	37,200	37,200

10 石巻市国民健康保険の現状 3/3

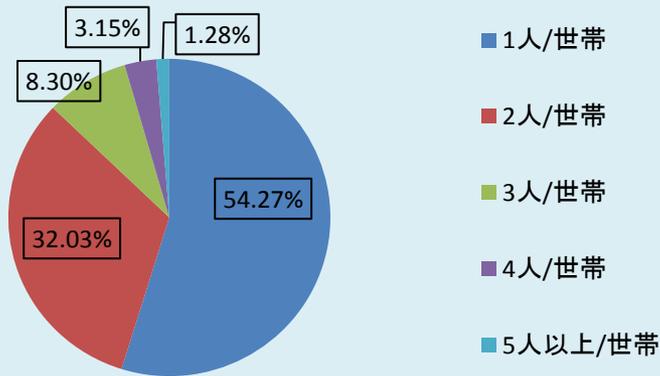
石巻市
の特徴

5 石巻市の国保世帯の状況

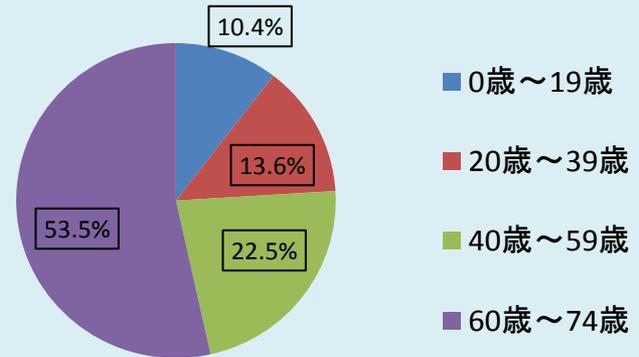
- 世帯数 : 22,554世帯
- 被保険者数 : 37,220人
(※平成29年3月末現在)

- 一世帯当たりの被保険者数は1.7人(2人以下が80%)
- 60歳以上が半数以上
- 所得33万円以下の世帯が40%
- 所得割、資産割該当世帯、軽減該当者数は半数

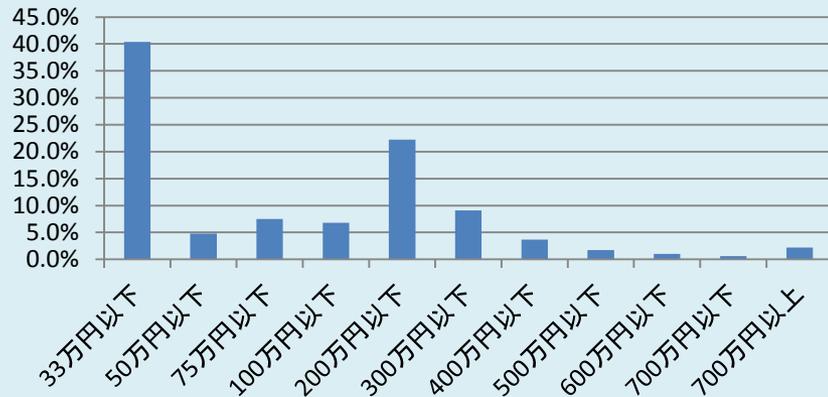
1 一世帯当たりの被保険者数



2 年齢別世帯構成割合



3 所得階層別世帯構成割合



4 所得割・資産割・軽減対象世帯

区分	世帯	世帯割合	被保数	1人当たり 賦課額
所得割対象	12,969	56.8%	15,311人	132,800円
資産割対象	11,058	48.4%	12,357人	22,900円
7割軽減該当	7,047	30.9%	9,803人	半数以上が 軽減該当
5割軽減該当	3,203	14.0%	5,872人	
2割軽減該当	2,314	10.1%	4,456人	

(※平成29年度本賦課データ)

白紙ページ